

【速修】矢島の速修インプット講座（2020年合格目標）

矢島の体系整理テキスト2019

民法Ⅰ（総則・物権）、民法Ⅲ（家族法）

・はじめに

この講座では各科目の重要基本事項を短期間で体系的に理解して真の応用力を身に付けることを目的としています。この目的を達成するために、講義中は重要度が特に高い「●」や「○」の記号を付した箇所を中心に解説し、必要に応じてその他の記号を付した箇所を解説していきます。講義を聴いて重要事項の理解をした上で、講義の復習の際は、下記の重要ランクを参考にして、まずは、重要度の高い「●」や「○」の記号があるところを優先して可能な限り理解と記憶を深めていってください。「●」や「○」の復習が終わったところで、受講生各自の可処分時間に応じて、それ以外の記号の項目を復習していくと安定した学力を身に付けることができます。

なお、掲載法令は、2020年度の試験に出題される改正法に対応しています。

2019年（令和元年）5月13日（サンプルテキスト）

LEC専任講師 矢島 純一

・記憶する事項 重要ランク

論文試験で規範（要件）や法律効果などとして答案に書くことがある事項のうち、内容を理解して答案に書けるように記憶しておかなければならない知識を重要度の高いものから順番に「●」、「◆」、「▲」と記号を付しました。

・理解する事項 重要ランク

論文試験でこれをそのまま答案に書くことはあまりないけれど、より深い答案を作成するために内容を理解しておくことが必要な知識を重要度の高いものから順番に「○」、「◇」、「△」と記号を付しました。

・条文の略記：I＝1項 ①＝1号 本＝本文 但＝ただし書 前＝前段 後＝後段

・短答の問題番号の略記： H23-4＝平成23年度司法試験第4問 プレ＝プレ試験（R＝令和）
予H25-7＝平成25年度予備試験第7問 サ＝サンプル問題

第6章 意思表示の瑕疵

1 心裡留保 (93)

(1) 意義

→表意者が真意ではないことを知ってした意思表示を心裡留保という (93 I)。言い換えると、心裡留保とは、表意者が、内心的効果意思と異なることを知りながら、これと異なる意思表示をすることをいう。○

例えば、Aが時計を売る意思がないのにその意思があるかのように装い、Bに対して、時計を売るとの意思表示をした場合がこれにあたる。

- ・心裡留保による意思表示がされた場合、この意思表示を信頼した相手方との利益衡量上、真意でないことを認識している表意者を保護する必要はない。そこで、心裡留保による意思表示は原則として**有効**となり、その意思表示の内容どおりの法律効果の発生が認められる (93 I 本)。**ただし**、相手方が、表意者の意思表示が真意ではないことを知り、又は、知ることができたときは (悪意又は有過失)、相手方を保護する必要性はないため、心裡留保による意思表示は**無効**とされる (93 I 但)。**○**

注：改正前の93条但書は、文言上、相手方の悪意・有過失の対象を「表意者の真意」としていたが、相手方が、表意者の真意まで知らなくても、表意者の意思表示が単に「真意ではないこと」を知っていれば保護に値しないという従前の解釈論が明文化された。

・要件 ●

- ① 表意者が内心的効果意思と異なる意思表示をすること
- ② 表意者が意思表示の当時、内心的効果意思と異なることを知っていたこと

注：婚姻、養子縁組等、当事者の真意を必要とする身分上の法律行為には93条の適用はなく、真意に基づかない身分上の行為は常に無効になる (最判昭23.12.23)。

H19-1

・効果 ●

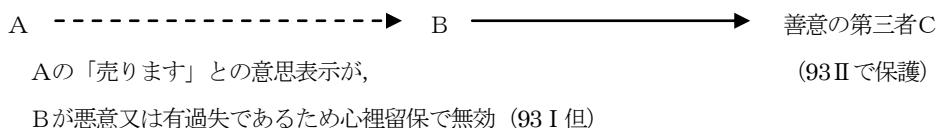
心裡留保による意思表示は**原則**として**有効**とされる (93 I 本)。**ただし**、相手方が、表意者の意思表示が真意でないことを知り (悪意)、**又は**、知らなかったことに過失があるときは**例外**として**無効**となる (93 I 但)。

(2) 心裡留保の無効と善意の第三者の保護 (93 II)

→心裡留保による意思表示が、相手方の悪意又は有過失により無効となる場合でも (93 I 但), その意思表示の無効は、善意の第三者に対抗することができない (93 II)。○

・93条2項の「**善意**」とは、心裡留保の事実を知らないことをいい、93条2項の「**第三者**」とは、心裡留保の意思表示がされた当事者及び包括承継人以外の者であって、心裡留保による意思表示により形成された法律関係を基礎として新たに法律上の利害関係に入った者をいう。●

・**例えば**, AがBに対して心裡留保により甲土地を売るとの意思表示をしたところ, Bが悪意又は有過失であったためAの意思表示が93条1項但書を根拠に無効となる場合において, その後, Aの意思表示が心裡留保によりされたことを知らないでBから甲土地を買い受けたCは, Aの心裡留保につき善意であり, また, Aの心裡留保による意思表示により形成された法律関係 (A B売買により甲土地がB所有となったという法律関係) を基礎として新たに法律上の利害関係に入った者といえるため, 93条2項の第三者に当たる。したがって, Aは, Bにした意思表示の無効をCに対抗できない。その結果, 例えば, Aは, Cに対して, 目的物の所有権を有することを根拠に目的物の返還請求や所有権移転登記請求をすることができないことになる。



・おまけ

目的物が動産の場合, Cは無権利者Bから動産の譲渡を受けた者として, Bの無権利につき善意かつ無過失であれば192条の即時取得でも保護されうる。ただし, 善意の他に無過失まで要求する点で93条2項よりも保護要件が厳しい192条をわざわざ用いる実益はない。

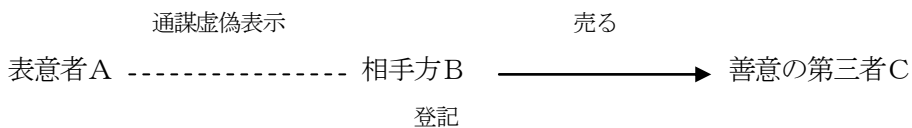
2 通謀虚偽表示 (94)

(1) 意義

→相手方と通じて虚偽の意思表示をすることを**通謀虚偽表示** (虚偽表示) という。言い換えると、通謀虚偽表示とは、表意者が相手方と通じて (**通謀**)、内心的効果意思と異なる意思を表示 (**虚偽の意思表示**) することをいう。○

・意思表示が通謀虚偽表示であるときは、**当事者間**ではそのような意思表示を保護する必要がないので当該意思表示は**無効**となる (94 I)。ただし、善意の第三者の取引の安全を害することはできないので、その意思表示の無効は**善意の第三者には對抗できない** (94 II)。○

・**例えば**、Aが自己所有の土地につき、自己の債権者からの強制執行を免れるために、Bと通謀して、**真実はその土地の所有権を移転させる意思がないのに**、その土地をBに売るとの虚偽の意思表示をして、売買を原因として所有権移転登記をAからBに經由した場合、Aの意思表示は通謀虚偽表示として無効となる (94 I)。ただし、Aは、その意思表示が虚偽であることを知らずにその土地を譲り受けた**善意の第三者C**に対しては、意思表示の無効を對抗できない (94 II)。



・要件 ●

- ① 表意者が相手方と意思を通じていること (通謀),
- ② 表意者が内心的効果意思と異なる意思を表示すること (虚偽の意思表示)

・効果 ●

原則：表意者の意思表示は**無効** (94 I)

例外：**善意の第三者**に対しては**無効を對抗できない** (94 II)。

＝善意の第三者との関係では有効

(2) 94条2項の善意の第三者の意義

ア 「善意」の意義

→94条2項の「**善意**」とは、第三者が、虚偽の意思表示を前提に利害関係に入った時点で、その意思表示が虚偽表示であることを知らなかったことをいう。●

関連問題：H23 予備論文

- ・善意の判断基準時は、第三者が利害関係に入った時点となる（最判昭 55.9.11）。○
- ・善意の主張立証責任は、その主張により利益を受ける第三者が負う。○ H27-4
- ・94条2項は、権利外観法理のあらわれである。**権利外観法理**は、本人の帰責性のもとで作出された虚偽の外観に対する信頼が正当といえるときに、外観を信頼した者を保護する法理である。外観に対する信頼が正当といえるためには、**通常は、善意かつ無過失**が要求される（例：110条の権限逸脱の表見代理）。**しかし**、虚偽表示の場合は、真の権利者は意図的に外観を作出しており、真の権利者の外観作出の帰責性が特に大きいことを考慮し、真の権利者の利益と第三者の取引の安全との利益衡量上、外観を信頼した「第三者」の保護要件として無過失まで要求するのは妥当ではない。そこで、94条2項の善意の第三者として保護されるためには、**原則**として、条文の文言どおり「善意」であれば足り、無過失は不要である。○

補足すると、110条の権限逸脱の表見代理も権利外観法理のあらわれの1つであるが、110条の場面での本人の帰責性が、単に、権限逸脱をするような者に基本代理権を与えたにすぎないことと比較すると、虚偽の意思表示をして意図的に外観を作出した真の権利者の帰責性はかなり大きなものといえる。

- ・参考
権利外観法理における善意かつ無過失は、通常は、外観に対する信頼が正当なものとして、外観どおりの権利又は権限があると信じ（善意）かつ、そう信じたかことに過失がないこと（無過失）を意味する。しかし、虚偽表示の場合は、外観作出に対する本人の帰責性が特に大きいため、第三者は、単に、虚偽表示がされたことを知らなかったことで保護に値する。そのため、**94条2項の「善意」**といえるには、第三者において、表意者の意思表示が虚偽表示であることを知らなかったことで足り、表意者の意思表示が真意によるものと信じたことまでは要求されない（通説）。

イ 「第三者」の意義

→94条2項の「**第三者**」とは、虚偽表示の当事者及び包括承継人以外の者で、虚偽表示を前提に新たに法律上の利害関係に入った者をいう。● H19-1, H29-4

- ・94条2項の善意の第三者にいう「**第三者**」とは、詳細に定義すると、虚偽表示の当事者及び包括承継人以外の者であって、虚偽表示による外形を前提にして、①新たな、②独立の、③法律上の利害関係に入った者をいう。詳細な定義は、特に、短答試験で出題される94条2項の「第三者」に該当しない具体例を理解する際に役に立つ。○

ウ 94条2項の第三者に当たる具体例

→次の(㍿)から(㍽)までの者は、94条2項の第三者に当たる者の具体例である。○

(㍿) 不動産の仮装譲受人から当該不動産を譲り受けた者

- ・例えば、AがBと通謀して甲所有の土地をBに売るとの虚偽の意思表示をしたところ、Bから善意で甲土地を譲り受けたCは、94条2項の第三者として保護される。

(イ) 不動産の仮装譲受人から抵当権の設定を受けた者 (大判大 4.12.17)

- ・例えば、AがBと通謀して甲所有の土地をBに売るとの虚偽の意思表示をしたところ、Bから善意で甲土地につき抵当権の設定を受けたCは、94条2項の第三者として保護される。

(㍺) 仮装譲渡された債権の譲受人

- ・例えば、AがBと通謀してAのWに対する債権をBに売るとの虚偽の意思表示をしたところ、Bから善意でその債権を譲り受けたCは、94条2項の第三者として保護される。

(㍻) 仮装譲渡された土地を差し押さえた一般債権者 (差押え債権者) (最判昭 48.6.28)

- ・例えば、AがBと通謀して甲所有の土地をBに売るとの虚偽の意思表示をしたところ、善意で甲土地を差し押さえたBの債権者は、94条2項の第三者として保護される。 プレ-7, H18-32, H21-4

エ 94条2項の第三者に当たらない具体例

→次の(ア)から(エ)までの者は、94条2項の第三者に当たらない者の具体例である。

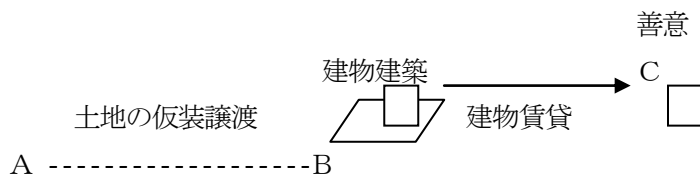
(ア) 仮装譲渡された土地の譲受人についての差押えすらしていない単なる一般債権者は、仮装譲渡された土地が譲受人所有であることを信頼して利害関係に入ったわけではないので、①新たな利害関係人とはいえず、94条2項の第三者に当たらない(最判昭48.6.28)。○ プレ7, H27-2

(イ) 1番抵当権が仮装で放棄されたときに、順位が上昇したと誤信した2番抵当権者は、1番抵当権の存在を信頼して新たに利害関係に入ったわけではないから、①新たな利害関係人とはいえず、94条2項の第三者に当たらない。○

(ウ) 債権の仮装譲受人から債権取立てのためだけに債権を譲り受けた者は、譲渡人と譲受人の内部関係においては、受任者として委任契約に基づき債権を行使するに過ぎず、受領した金銭その他の物を譲渡人に引き渡す義務を負うため、94条2項で保護すべき程度の②独立の、あるいは③法律上の利害関係がなく、94条2項の第三者に当たらない。これと結論が同旨の判例がある。判例は、「法律上利害関係を有せざる者」であるから94条2項の第三者に当たらないと判示している(大決大9.10.18)。△

(エ) 土地の仮装譲受人がその土地上に建物を建築し、土地の仮装譲受人からその建物を賃借した者は、土地の仮装譲渡につき③法律上の利害関係がなく、事実上の利害関係があるに過ぎず、94条2項の第三者に当たらない。判例は、これと類似の事案で、土地所有者の建物賃貸人に対する土地所有権を根拠とする建物退去土地明渡請求を認容した(最判昭57.6.8)。◇ H21-4, H30-3

補足すると、建物の賃借人Cは、建物については建物の賃貸借契約に基づき占有権原を取得しているため法律上の利害関係があるといえるが、土地については何ら法律関係に入っていないため、土地の仮装譲渡については事実上の利害関係があるにすぎないと説明することができる。



(3) **94条2項類推適用** ～通謀がない場合の処理

ア 意義

→真の権利者の関与により作出された虚偽の外観を信頼して利害関係に入った第三者がいても、真の権利者が相手方と通謀して虚偽の意思表示をしていない事例では、**94条2項を直接適用して第三者を保護することはできない**。もっとも、94条2項は、真の権利者の帰責性がある行為により作出された外観を信頼した第三者を保護する趣旨であることに鑑みると、通謀虚偽表示がなくても、真の権利者が**自ら積極的に外観作出に関与**した場合や(外形自己作出型の事例)、他人が外観を作出したときでも、**外観の存在を知りながら明示又は黙示に承認して外観をあえて放置**した場合は(外形他人作出型の事例)、本人の帰責性は通謀虚偽表示をしたときと同程度に肯定できる。したがって、これらの場合には、94条2項を**類推適用**して、外観を信頼した第三者を保護することができるかと解されている。○

94条2項の類推適用が肯定されると、外観どおりの権利変動があったことになるため、その外観を信頼して取引関係に入った第三者は、権利を取得できることになる。

関連問題：司法論文H28 設問1 小問(2)

・司法論文H28 設問1 小問(2) (出題の趣旨・抜粋)

無権利者Eと取引をした**第三者Fの保護**について論ずることが求められる。第三者Fの保護の点に関しては複数の考え方があり得る。まず、乙土地はAとDの共有物であるのにE名義の登記がされていたことを理由に、**民法第94条第2項を類推適用**してFを保護する考え方である。これによれば、**C**やその地位を包括承継したA及びD〔真の権利者〕が**虚偽の外観を作出し、あるいはあえて虚偽の外観を放置**したと評価される場合に、**Fは乙土地の所有権を取得する可能性がある**。

〔論証例〕 94条2項類推適用 オリジナル論証例 ●

真の権利者の関与により作出された虚偽の外観が存在し、外観を信頼して取引関係に入った第三者がいても、真の権利者が、相手方との間で通謀虚偽表示をしていなければ、94条2項を直接適用して第三者の保護を図ることができない。そこで、外観を信頼した第三者の取引の安全を図るために、妥当な理論構成を考察する必要がある。94条2項の趣旨は、本人の帰責性ある行為により作出された虚偽の外観を信頼した第三者の取引の安全を図るところにある。この趣旨から、通謀による虚偽表示がなくても、①虚偽の外観が存在し、②外観作出につき真の権利者に帰責性があり、③その外観を信頼して取引関係に入った第三者がいるときは、94条2項を類推適用して第三者を保護すべきものと考える。

・真の権利者の帰責性（要件②）の意義 ●

真の権利者が自ら積極的に外観作出に関与した場合や（外形自己作出型の事例）、他人が外観を作出したときでも、外観の存在を知らながら明示又は黙示に承認して外観をあえて放置した場合は（外形他人作出型の事例）は、94条2項を類推適用できるだけの真の権利者の帰責性が肯定される。

なお、外形他人作出型の事例で、外観をあえて放置したものとして、94条2項の類推適用上、真の権利者の帰責性が肯定されるには、真の権利者が他人の作出した外観を単に放置していたというだけでは足りず、明示又は黙示の承認など、虚偽の外観を積極的に承認したといえる程度の関与が必要となると解されている。

・外観に対する第三者の信頼（要件③）の意義 ●

第三者の保護要件としては、外観作出に本人の帰責性があることとの利益衡量上、第三者の保護要件を加重すべきではないため、通常は、条文の文言どおり「善意」で足りる。ただし、外観作出につき本人の帰責性が小さい事案では、本人と第三者との利益衡量上、第三者の保護要件として、善意かつ無過失が要求されることがある（後掲の意思外形非対応型の事例）。

イ 94条2項の類推適用の第三者の保護要件が条文どおり「善意」で足りる事案

・ケース1 ～外観自己作出型の事例

判例は、未登記の建物の所有者甲が、乙にその所有権を移転する意思がないのに、乙の承諾を得て、その建物について乙名義の所有権保存登記を経由したという事案で、このようときは、他人と通謀して甲から乙に所有権を移転したかのような虚偽偽装の行為（例：甲乙間の売買や贈与）をし、これに基づいて虚偽偽装の所有権移転登記を経由した場合となら異なるから、94条2項を類推適用して、甲は、乙が建物の所有権を取得しなかったことをもって、乙から建物を譲り受けた善意の第三者に対抗することができないとしている（**最判昭45.7.24**）。○

補足すると、本件は、乙の承諾があるため、甲は、乙と通謀虚偽表示をしたものとして94条2項の直接適用が問題となる事案かのように勘違いするおそれのある事案である。94条2項を直接適用するには、甲から乙に所有権移転をする旨の虚偽の意思表示（例：甲が建物を乙に売る旨の売買の意思表示や甲が乙に建物を贈与する旨の贈与の意思表示）が必要となり、そのためには、例えば、未登記の建物の所有権保存登記を一度甲名義で行ってから、甲から乙に虚偽の売買や贈与など虚偽の意思表示をする必要があった。本件の事実関係から、甲がこうした意思表示をしたとはいえないため、本件は、94条2項が直接適用される事案ではない。

なお、本件のように未登記の建物ではなく、もともと登記が甲の名義となっている建物について、甲が、乙の承諾を得て、所有権移転の意思がないのに、売買を仮想して、売買を原因とする所有権移転登記を乙に具備させたとしたら、甲が乙との間で売買の通謀虚偽表示をしたものとして、94条2項が直接適用されうる事案になる。

・ケース2 ～外観他人作出型の事例

判例は、不動産の所有者甲は、自己が知らない間に甲から乙に対する不実の所有権移転登記の経由されたことを知りながら、登記費用の都合や、後に乙と結婚して同居するようになったこともあって、抹消登記手続を4年余にわたって見送り、その間に甲において他から金融を受けた際にもその債務を担保するため乙所有名義のままその不動産に対する根抵当権設定登記が経由されたような事情があることに着目し、甲から乙に対する所有権移転登記は、実体関係に符合しない不実の登記であるとはいえ、所有者たる甲の承認のもとに存続していたものということができるとして、94条2項を類推適用し、甲は、不動産の所有権が乙に移転していないことをもって、その後これを乙から買受けた善意の第三者丙に対抗することができないとした（**最判昭45.9.22**）。○

矢島の速修インプット講座受講生
2018年司法試験合格者の声

松本 誠吾さん 22歳

速修インプット講座を受講することで、**短期間で、司法試験合格に必要な知識を網羅的に復習できた点良かった**と感じました。私は予備試験合格後にも、知識があやふやな部分、誤った理解をしていた部分があることに気づき、このまま司法試験に臨むのは不安であると感じていました。しかし、その時点で司法試験までは半年ほどしかありませんでした。そこで、この講座を受講し、短期間で網羅的に試験範囲を復習しようと考えました。結果としては、3ヶ月ほどで7科目を2周することができ、その分問題演習の時間を十分に確保することが出来ました。また、講座を担当されている矢島先生が、**司法試験の内容を正確に分析**されており、論文式試験で評価される書き方・思考をも学べる点も、良かった点です。速修インプット講座は、出題趣旨や採点実感の内容が多分に盛り込まれており、それを踏まえた講義となっているため、**正しい知識・思考方法を学べる内容**となっている点良かったと感じました。

N・Tさん 38歳

短答試験や論文試験に必要な情報がコンパクトにまとめられており、効率的に学習することができた。私は、通信クラスで、仕事をしながら、受講していたので、通勤中やカフェ等でスマホで講義を繰り返し聞くことで記憶の定着に役立った。また、**テキストには重要度をランク付けして記載してあるので、重要事項が一目で把握でき、試験に向けて効果的な学習ができた**と思う。テキストについては直前期の知識の整理にも非常に役に立ったと思う。

C・Tさん 29歳

私は自分の知識不足を感じていたので、この講座を申し込みました。テキストは細かい知識まで全てを詰め込むのではなく、**本当に重要な部分をコンパクトにまとめたものだったので、本筋を外れることなく軸のあるインプットができ、答案でも重要な部分を的確に記述することができるようになった**と思います。テキストは**コンパクトではありますが、これだけで試験に十分対応できる**ものであったので試験まで繰り返し読み込んでいました。

野口 大さん 32 歳

この講座の良かった点は、まず、テキストが司法試験を徹底的に分析された上で作成されており、情報量も適切で必要十分に整理されている点です。次に、全科目を通じて**判例通説をベースに思考過程が論理的な文章**でわかりやすく書かれているため、記憶・理解がとてもしやすい点です。重要度もランク分けされており、その中でも記憶すべき箇所（答案に実際に書く事柄）、記憶までは必要ないが理解すべき箇所にまで細かくランク分けされているので勉強がしやすく、各自の可処分時間に応じた柔軟な活用ができる講座だと感じました。ちなみに私は、3回目の受験でしたが、合格した今年は、**インプット用の教材は基本書や判例百選等は一切使わず、この講座のテキストだけで論文・短答対策を行いました**。この講座で矢島先生の講義を聴きながらテキストを読み進め、徹底的に復習すれば、**論文・短答ともに問題を検討し、合格答案が書ける力がしっかり身につく**と思います。

林 拓哉さん 30 歳

速修インプット講座は、テキストがとても素晴らしいと思います。テキストには**論証はもちろん、条文の趣旨や要件、判例、重要事項の思考プロセス、司法試験の出題趣旨や採点実感等が記載**されていて、**法試験対策に必要なすべての情報が網羅**されています。そして、**テキストに記載されている情報には優先順位が記号で付されているので、受講生の可処分時間に応じてテキストの復習を行うことができます**。また、テキストには**短答試験で問われるような知識も記載**されているので、**短答対策のテキストとしても使用**することができます。**平成 30 年の試験に向けて私が使用したインプット用のテキストは、速修インプット講座のテキストのみです**。司法試験対策のテキストを絞り込めていない方には、**速修インプット講座の受講を強くおすすめいたします**。さらに、**矢島先生は受験生がつまずきやすいところや苦手とする分野を考え、受験生の目線で授業を進めてくださいます**。矢島先生は非常に熱い先生で、「**受験生を合格させたい!**」という強い気持ちを持たれていることを感じました。その熱さは画面を通して伝わってくるので、**通信受講でも画面越しに矢島先生のパワーを受け取り、講座を最後まで集中して受講**することができますと思います。「**通信講座は長続きしなさそうだからちょっと・・・**」という方にも**速修インプット講座の受講をおすすめ**いたします。

矢島の論文完成講座受講生
2018年司法試験合格者の声

松本 誠吾さん 22歳

論文完成講座を受講してよかった点は、司法試験の過去問を正確に分析し、定着させることができた点です。司法試験合格のためには、論文式試験で評価される論述、思考方法を知るために、過去問を分析することが不可欠です。しかし、司法試験の論文式試験の内容は難解であり、一人でこれを分析することは困難です。実際に、私も学習開始から1年ほど経ち、過去問を少し解きましたが、全く歯が立たず、一人でこれを分析することができませんでした。この講座を受講し、反復したことで、過去問を深く理解し、その思考方法や書き方を本番でも生かすことができました。

N・Tさん 38歳

過去問分析、矢島先生オリジナルの質の高い答案を惜しみなく提供いただき、自身の答案作成の参考になったほか、過去問からどのような知識及び理論構成が求められるか丁寧に教えてくださったので、受講してよかったと思う。オリジナル答案は授業直前まで練っておられるそうで、授業中にもより良いものに変更されていたことで、リアルに思考過程が把握できたし、自分の思考整理にも役立った。知識偏重ではなく、実際に現場で考えて書く答案の作成方法を教えてもらえた。

野口 大さん 32歳

この講座の良い点は、まず、講義とテキストを通じて答案の思考過程や表現方法を学ぶことができ、論文の書き方が体得できる点です。答案例も出題趣旨や採点実感を踏まえて全て矢島先生が書き下ろされており、信頼できるものです。また、過去問では補えない論点についても補強問題というかたちで学習できるため、この講座で取り扱う問題を全て検討すれば、他の受験者に対しても大きなアドバンテージになると感じました。その上、分析や読み方が難しい出題趣旨や採点実感についても矢島先生が重要な部分や反面教師にする部分等、加工してくださったかたちで読めるのでメリハリをつけて過去問分析をすることができます。私は、問題演習に関しては、学者さんの演習本や問題集などに手を広げず、この講座で取り扱った過去問と補強問題を中心に徹底的に復習して本試験に臨み合格することができました。

林 拓哉さん 30 歳

矢島先生の解説の大きなポイントは、矢島先生が作成した参考答案に基づいて解説が行われるところです。一般的な司法試験の過去問講座はテキストに模範答案が掲載されていたとしても、答案の分量が非常に多く、内容が不正確なこともあり、現実的な答案ではないことが多いと思います。しかし、矢島先生の答案は、本番で書くことができたら上位合格することができるレベルのものと考えられるので、極めて現実的な答案になっていると感じました。講座を受講して矢島先生の思考のプロセスを学び、矢島先生が作成した答案を読みこんで合格答案のイメージをし、自分の答案を書いていけば、司法試験の解答に必要な力は自然と身についていくと思います。

C・Tさん 29 歳

矢島先生の論文完成講座を受講する前にも自分で司法試験の過去問を解いたことはありましたが、出題趣旨や採点実感を上手く活用することができていませんでした。矢島先生の論文完成講座では、出題趣旨や採点実感の重要な部分を示してくれたため、自分では気付かなかった出題意図などを理解することができより良い答案作りに大いに役に立ちました。過去問のほかにも類似問題を扱っていたため、当該論点をより深く理解することができました。

矢島の速修インプット講座受講生
2018年予備試験合格者の声

樋田 早紀さん 26歳

矢島の速修インプット講座のよかった点は、**試験に必要な知識が厳選されており、それを短時間で一気に習得することができた点**です。講座自体の全体の時間数は少ないですが、はじめて習う科目でも、重要な知識を中心にていねいに説明して下さるので理解に困ることはありませんでした。細かい知識まで含め長い時間をかけてインプットをすることは、幹となる部分の知識の定着の妨げになり、時に有害となります。また、働きながらの学習の場合、このような勉強方法をとることは現実的に困難です。この点、矢島先生のこの講座は、**短い時間で必要不可欠な知識のインプットを重点的に行うことを可能とするものであり、私が合格するについての近道となったように**感じます。

K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成されるオリジナルテキストを用いて行う中級者を対象とした高速インプット講座です。その最大の売りは、**7法の膨大な知識を試験に必要な限りで圧縮した上で、矢島講師が論文レベルに必要な知識、択一レベルに必要な知識、できれば知っておけばいい知識と記載を分けて説明**するので、講義後に自分で復習するのもメリハリつけて学習することができることだと思います。例えば、ここは論文で聞かれるから、なんとなく思い出せるだけではだめ、この理由づけから規範を導きだせるようにといった具体的な指導がなされるため試験に使える形でインプットできました。また最新判例のうち論文択一ともに出題予想されるものについても深く取り上げての解説がなされたため、別途重判を読む必要がなくなり助かった点もよかったです。

K・Mさん 42歳

矢島先生は**徹底的に過去問を解析し、そこで求められている知識と論述方法を受講生に伝えるために緻密に、かつ誠実にアップデートを欠かさない姿勢が非常に信頼**がおけます。この「**誠実**」「**本気**」という点が矢島先生が傑出している点であり、ゼミも受講していましたが、受講生と同時に机を並べて論文を書き、その答案を公開するというのはこの人だけではないでしょうか。

矢島の論文完成講座受講生
2018年予備試験合格者の声

樋田 早紀さん 26歳

答案例の質のよさと解説の丁寧さが抜群の講座でした。私は、1年目の学習で論文の勉強方法がよくわからなかったこともあり、また短答の学習にも不安があったこともあり、論文を中心に据えた学習をすることができませんでした。しかし、論文を書けなくても最低限この講座を受講しきろうと決め、ひと通り解説を聞きながら矢島先生の作成した答案例を読みました。その後、論文を自分の手でほとんど作成することのできなかつた科目もあります。たとえば、行政法はほとんど答案を書くことなく本試験に臨むこととなってしまいました。しかし、なんとか答案を一応の形にすることはでき、結果合格をすることができました。試験中、頭に浮かんだのは、矢島先生はどのように答案を作成していたか、ということです。矢島先生の答案は、論証を切り貼りしたようなものではなく、よく考えて作成されているため、とても記憶に残りやすく、かつ良い意味で真似しやすいものでした。そこで試験当日はこれを一生懸命真似して論文を完成させました。おそらくこの講座がなければ1年で合格することはできなかつたと思います。矢島の速修インプット講座と合わせて私にとって必須の講座だったと感じています。

K・Rさん 32歳

矢島講師自身が毎年改定作成の答案とその分析解説テキストを用いて行う論文過去問解説講座です。その最大の売りは、やはり矢島講師自身が時間を図り時間を意識した上で作成した現実的な司法試験の合格答案を読むことだけでも**現実的に自分でも書けそうな合格答案について具体的にイメージができる**ことです。それに加えて、矢島講師のここの論述は問題文にこういう記述あるから、こういう意図でこういう論述をしている、ここは短くまとめて書ききるといったように具体的な論文試験についてのアドバイスも得られる点が非常に参考なりとてもよかったです。この講座を行うだけで主要な重要過去問について深く学べる上、現実的かつ間違いのない矢島講師の答案が手にいれられることができたのもとてもよかったです。

Aさん 44歳

週に2回授業が行われ、過去問を徹底的に解説してくれました。また、採点実感を丁寧に読んで説明してくれました。採点実感を深く読み込むことはなかなか一人で学習しているとできないことなので、非常に役に立ちました。**何年の採点実感にはこのような記述があるから、今後はこのような問題の傾向になるだろうと思う、などと推測**をしてくれました。**今後の勉強の方針に大変役立つ予測**でした。授業を聞いてよかったですと思います。

【矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑨】
(2020年合格目標の講座)

***最新の法改正や判例に対応**

ここに掲載した講座は2020年合格目標のもので、2020年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

***合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座**

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。

- ① **矢島の速修インプット講座** (2019年 6月上旬～9月上旬に新規収録)
- ② **矢島の論文完成講座** (9月下旬～12月中旬に新規収録)
- ③ **矢島のスピードチェック講座** (翌年1月に新規収録)
- ④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座** (翌年2月中旬～3月中旬に新規収録)

① 矢島の速修インプット講座 [108時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できる真の学力を身につけるための講座です。

注：講義のサンプル動画をインターネット上で閲覧できます。

② 矢島の論文完成講座 [92時間] (司法試験・予備試験の対策)

インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて答案の形にするのに必要な法的思考能力を修得するための講座です。矢島作成の解答例を使用します。講義では、試験考査委員に高い評価を得られる答案の作成方法を徹底的に指導します。

③ 矢島のスピードチェック講座 [43.5時間] (司法試験・予備試験の対策)

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。矢島の速修インプット講座の受講経験がある方にとっても試験直前期の復習に最適の講座です。

なお、本講座は、前年度は合計40時間で実施(2019年1月に実施済み)していましたが、合格をより確実なものとするのに必要な講義時間を具体的に考慮し、今期は合計43時間30分で実施(2020年1月に実施)することにしました。

④ **矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**〔7科目×3時間＝合計21時間〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と矢島作成の解答例を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものかをイメージできるように、しっかりと講義していきます。

各科目3時間の講義の後半では、直近5月に実施される論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は、司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解したり、司法試験で出題されそうな論点を学習したりすることは、将来、司法試験の受験をする予備試験の受験生にとっても有益なので、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。

⑤ **短答試験対策のための講座「矢島の短答対策シリーズ」の一覧**

〔以下の全科目を新規収録して2019年10月7日に配信開始・通信クラスのみ〕

家族法〔4時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

商法総則・商行為・手形法〔3時間〕（予備試験の対策・**論文**に必要な知識も修得）

会社法〔3時間〕（予備試験の対策）

民事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

刑事訴訟法〔3時間〕（予備試験の対策）

行政法〔3時間〕（予備試験の対策）

憲法統治〔5時間〕（**司法試験**・予備試験の対策）

注：「憲法統治」だけは、LECが出版・販売している「完全整理択一六法～憲法」を用います。それ以外の講座は、矢島作成のオリジナルテキストを用います。

⑥ **改正民法対策講座〈矢島クラス〉**〔9時間〕

本講座は、改正前の民法の学習経験者が、改正前の民法と改正後の民法を誤認混同しないで、将来、円滑に改正民法の学習ができるようにするための講座です。講義では、改正前の民法と改正後の民法の違いを確認しながら、改正民法の要点を解説していきます。

この講座で民法の改正点のポイントを理解しておく、矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座、矢島のスピードチェック講座などの改正法を前提とした基幹講座の講義を、混乱なく理解できるようになります。

⑦ 司法試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **選択科目総整理講座【矢島の労働法】**〔24時間〕(司法試験の対策)

本講座は、まず、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ3時間で5コマ実施し、次に、論文過去問と矢島作成の解答例を題材に合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ3時間で3コマ実施します。

2019年5月に新規収録をして、2020年度の試験から出題範囲に含まれる働き方改革の関連法や、民法の債権法改正に対応済みです。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

なお、パンフレットには記載していませんが、受講後に各自が追加演習できるように、今年度の講義で扱っていない論文過去(3問)の矢島解答例を付録として添付しています。

(2) **直前対策講座 ～6時間で分かる労働法**〔6時間〕(司法試験の対策)

直近の試験で出題されそうな重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するためのインプット用の直前対策講座です。毎年3月頃に開講しています。

この講座は、イメージでいうと、矢島のスピードチェック講座のようなものです。

⑧ **矢島の法律実務基礎科目【民事・刑事】**〔18時間〕(予備試験の対策)

[民事 1コマ3時間×3回=9時間 , 刑事 1コマ3時間×3回=9時間]

2020年5月に配信を開始の新規講座です。法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的とする講座です。本講座を利用することで、5月の短答式試験が終了した後でも、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。

⑨ **矢島ゼミ**

答案の作成その他合格に必要な指導を講師が直接します。例年1月から4月下旬まで毎週土曜日の午後に水道橋本校で実施しています。ゼミの際は、矢島講師も受講生と机を並べて一緒に答案を作成してゼミ生の士気を高めていきます。試験直前期まで気合を入れ続けてもらいたいという受験生にお勧めの講座です。